

産業教育手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第9号

産業教育手当に関する規則等の一部を改正する規則

(産業教育手当に関する規則の一部改正)

第1条 産業教育手当に関する規則(昭和32年岩手県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(支給しない場合)</p> <p>第4条 産業教育手当は、月の初日から末日までの間において引き続き16日以上次の各号のいずれかに該当する場合は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 勤務しなかった場合(条例第43条第1項の場合及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年岩手県条例第7号)第3条第1項に規定する派遣職員の派遣先の機関の業務上の負傷若しくは疾病又は地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。)又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年岩手県条例第67号)第3条第1号に規定する派遣職員の派遣先団体(同条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。))の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかった場合を除く。)</p>	<p>(支給しない場合)</p> <p>第4条 産業教育手当は、月の初日から末日までの間において引き続き16日以上次の各号のいずれかに該当する場合は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 勤務しなかった場合(条例第43条第1項の場合及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年岩手県条例第7号)第3条第1項に規定する派遣職員の派遣先の機関の業務上の負傷若しくは疾病又は地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。)又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年岩手県条例第67号)第3条第1号に規定する派遣職員の同条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤(当該派遣先団体において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。))による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかった場合を除く。)</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(定時制通信教育手当に関する規則の一部改正)

第2条 定時制通信教育手当に関する規則(昭和35年岩手県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(支給しない場合)</p> <p>第3条 定時制通信教育手当は、月の初日から末日までの間において引き続き16日以上次の各号のいずれかに該当する場合は、</p>	<p>(支給しない場合)</p> <p>第3条 定時制通信教育手当は、月の初日から末日までの間において引き続き16日以上次の各号のいずれかに該当する場合は、</p>

支給しない。

(1)・(2) [略]

(3) 勤務しなかった場合（条例第 43 条第 1 項の場合及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和 63 年岩手県条例第 7 号）第 3 条第 1 項に規定する派遣職員の派遣先の機関の業務上の負傷若しくは疾病又は地方公務員災害補償法第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年岩手県条例第 67 号）第 3 条第 1 号に規定する派遣職員の派遣先団体（同条例第 2 条第 3 項第 1 号に規定する派遣先団体をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 7 条第 2 項に規定する通勤による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかった場合を除く。）

支給しない。

(1)・(2) [略]

(3) 勤務しなかった場合（条例第 43 条第 1 項の場合及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和 63 年岩手県条例第 7 号）第 3 条第 1 項に規定する派遣職員の派遣先の機関の業務上の負傷若しくは疾病又は地方公務員災害補償法第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年岩手県条例第 67 号）第 3 条第 1 号に規定する派遣職員の同条例第 2 条第 3 項第 1 号に規定する派遣先団体において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 7 条第 2 項に規定する通勤（当該派遣先団体において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第 3 項に規定する通勤に該当するものに限る。）による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかった場合を除く。）

備考 改正部分は、下線の部分である。

（退職者の給与に関する規則の一部改正）

第 3 条 退職者の給与に関する規則（昭和 39 年岩手県人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(支給割合)</p> <p>第 2 条 給与条例第 43 条第 5 項の規定に該当する場合（職員の退職の事由に関する条例（昭和 27 年岩手県条例第 23 号。以下「退職条例」という。）第 2 条第 1 項第 3 号の規定に該当して退職にされた場合を除く。）及び給与等条例第 33 条第 5 項の規定に該当する場合の給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの支給割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 退職条例第 2 条第 1 項第 4 号の規定に該当して退職にされた場合で、職員が公務上の災害若しくは地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤による災害（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和 63 年岩手県条例第 7 号）第 3 条第 1 項に規定する派遣職員の派遣先の機関</p>	<p>(支給割合)</p> <p>第 2 条 給与条例第 43 条第 5 項の規定に該当する場合（職員の退職の事由に関する条例（昭和 27 年岩手県条例第 23 号。以下「退職条例」という。）第 2 条第 1 項第 3 号の規定に該当して退職にされた場合を除く。）及び給与等条例第 33 条第 5 項の規定に該当する場合の給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの支給割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 退職条例第 2 条第 1 項第 4 号の規定に該当して退職にされた場合で、職員が公務上の災害若しくは地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤による災害（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和 63 年岩手県条例第 7 号）第 3 条第 1 項に規定する派遣職員の派遣先の機関</p>

の業務上の災害又は地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による災害を含む。)又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年岩手県条例第67号)第3条第1号に規定する派遣職員の派遣先団体(同条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。)の業務上の災害若しくは労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤による災害を受けたと認められるとき 100分の100以内

の業務上の災害又は地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による災害を含む。)又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年岩手県条例第67号)第3条第1号に規定する派遣職員の同条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体において就いていた業務に係る業務上の災害若しくは労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤(当該派遣先団体において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条例第3項に規定する通勤に該当するものに限る。)による災害を受けたと認められるとき 100分の100以内

備考 改正部分は、下線の部分である。

(農林漁業普及指導手当に関する規則の一部改正)

第4条 農林漁業普及指導手当に関する規則(昭和39年岩手県人事委員会規則第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第3条 前条の要件は、月の初日から末日までの間において、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年岩手県条例第57号)第3条第1項に規定する週休日並びに条例第31条第1項に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等以外の日(以下「勤務を要する日」という。)のうち、条例第41条の3第1項(病虫害防除に係る職員を除く農業及び農村生活関係の者にあつては、助長法第8条第2項)に掲げる事務(以下「普及事務」という。)に従事している日及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年岩手県条例第7号)第3条第1項に規定する派遣職員の派遣先の機関の業務上の負傷若しくは疾病又は地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。)又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年岩手県条例第67号)第3条第1号に規定する派遣職員の派遣先団体(同条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。)の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病によるものとして承認された休暇の事由により勤務をしていない日の合計が、その月の勤務を要する日の合計の2分の1以上となるよう、普及事務に従事していることとする。</p>	<p>第3条 前条の要件は、月の初日から末日までの間において、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年岩手県条例第57号)第3条第1項に規定する週休日並びに条例第31条第1項に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等以外の日(以下「勤務を要する日」という。)のうち、条例第41条の3第1項(病虫害防除に係る職員を除く農業及び農村生活関係の者にあつては、助長法第8条第2項)に掲げる事務(以下「普及事務」という。)に従事している日及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年岩手県条例第7号)第3条第1項に規定する派遣職員の派遣先の機関の業務上の負傷若しくは疾病又は地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。)又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年岩手県条例第67号)第3条第1号に規定する派遣職員の同条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤(当該派遣先団体において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条例第3項に規定する通勤に該当するものに限る。)による負傷若しくは疾病によるものとして承</p>

認された休暇の事由により勤務をしていない日の合計が、その月の勤務を要する日の合計の2分の1以上となるよう、普及事務に従事していることとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。